公益社団法人全国有料老人ホーム協会　処分規程

第１章　総則

（目的）

第１条　本規程は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「本協会」という。）が会員に対して行う処分等（以下「処分」という。）について定めることを目的とする。

２　本規程において、会員とは、定款第７条で定める正会員、開設前会員、準会員、情報会員及び賛同会員をいう。

３　本規程において、会員の役員とは、当該会員の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該会員に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含むものとする。

４　本規程で特段の定めがない限り、会員が協同設置者である場合、本規程における会員とは、地方公共団体に設置届を提出したすべての事業者を含む。

第２章　処分

（処分の対象事由）

第２条　本協会は、次の各号のいずれかの場合、定款又は本規程に基づく処分を行う。なお、会員が協同設置者である場合、地方公共団体に設置届を提出した各事業者について、処分の対象事由を判断する。

（１）会員又はその役員が、次の各法令に違反する等により処罰又は不利益な処分を受けたとき

ア　老人福祉法令

イ　介護保険法令

ウ　医療関係法令

エ　高齢者の居住の安定確保に関する法律

オ　不当景品類及び不当表示防止法

カ　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

キ　個人情報の保護に関する法律

ク　消費者契約法

ケ　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

コ　その他関係法令

（２）会員又はその役員が、次の本協会の規程に違反したとき

ア　定款

イ　倫理綱領の重大な事項

ウ　会員規程

エ　会費等規則

（３）会員又はその役員が、会員規程第５条に該当したとき

（４）会員又はその役員が、第２号以外の本協会の諸規程に反し、本協会の社会的信用、運営、存続に重大な影響を及ぼし、又は及ぼす恐れがあるとき

（５）会員が有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む。以下同じ。）を運営するに当たり、老人福祉法その他の法令の規定を遵守させるため必要なとき

（６）会員の設置する有料老人ホームの運営に関し、契約内容の適正化その他入居者の保護を図り、及び入居者の立場に立った処遇を行うため必要なとき

２　入居者生活保証制度（以下「保証制度」という。）に加入している会員の処分は、前項の各

号によるほか、会員が次の各号に定める規程に違反し、そのことが保証制度の運営及び存続に重大な影響を及ぼし、又は及ぼす恐れがあるときに行う。
（１）保証制度業務方法書
（２）保証制度加入審査等規程
（３）前２号以外の保証制度関係規程及び保証制度取扱要綱

（処分の種類）
第３条　会員に対する処分は、次のとおりとする。
（１）除名（定款第１１条に基づく）
（２）会員の資格停止（定款第１２条に基づく）
（３）会員の資格喪失（定款第１３条に基づく）
（４）本協会役員の解任（定款第３１条に基づく）
（５）老人福祉法第３１条の２に定める指導又は勧告
（６）会員規程その他本協会の諸規程違反に対する指導、勧告又は注意
２　前項第１号から第４号までの処分は、定款に基づき行う。
３　第１項第５号及び第６号の処分は、理事会決議に基づき行う。
４　保証制度に加入する会員の処分は、第１項の各号のほか、保証制度加入審査等規程に基づき行う。

（会員の資格停止の内容）
第４条　第３条第１項第２号に定める資格停止は、次の各号のいずれかに対するものをいう。
（１）理事会・委員会等への出席
（２）本協会が主催するセミナー・研修等への参加
（３）本協会が所有する各種データ等の利用
（４）本協会が行う当該会員の営業活動への支援（会員名簿への掲載、ホームページへのデータ掲出、会員表示物の協会事務局内常置等）
（５）その他理事会が決議するもの

（老人福祉法第３１条の２に基づく指導・勧告の内容）
第５条　第３条第１項第５号に定める指導又は勧告とは次のものをいう。
（１）業務改善計画に関する指導及び業務改善結果の公表に係わる指導
（２）業務改善勧告及び業務改善計画・結果の公表に関する勧告
（３）協会が指定する研修への参加勧告
（４）謝罪勧告
（５）改善されない場合の退会勧告
（６）その他理事会が決議する指導・勧告

（会員規程その他本協会の諸規程違反に対する指導、勧告又は注意）
第６条　第３条第１項第６号に定める指導、勧告又は注意とは次のものをいう。
（１）業務改善に関する指導、勧告又は注意
（２）協会が指定する研修への参加勧告
（３）その他理事会が決議する指導、勧告又は注意

第３章　手続き
（調査等）

第７条　理事会又は理事長は、会員又はその役員が第２条のいずれかに該当する場合又は該当する恐れがある場合には、事務局に必要な事項の調査、報告を命ずることができる。
２　理事会は、会員が第３条第１項第１号に該当する場合又は該当する恐れがある場合には、処分に関する調査委員会を設置し、調査等を命ずることができる。
３　事務局又は調査委員会は、当該会員又はその役員に対して説明又は資料の提出を求めることができる。
４　調査委員会は、必要に応じて、次の各号の事項を当該会員又はその役員に求めることができる。
（１）委員長が指名した委員による事情聴取に応じること。
（２）調査委員会に出席すること。
５　理事会又は理事長は、当該会員に対し弁明の機会を与えなければならない。
６　事務局又は調査委員会は、前５項の規定に従って実施した調査の結果を、理事長に報告しなければならない。

（協力義務）
第８条　会員又はその役員は、前条第３項又は第４項の求めがあったときは、正当な理由がある場合を除いて、拒んではならない。

（決議）
第９条　理事長は、第７条第６項の報告を受けたときは、処分の要否及び内容について理事会に付議しなければならない。
２　総会に付議する処分は、定款第１１条及び第３１条の規定に従う。
３　理事会又は理事長は、必要と認められるときは、事務局又は調査委員会に対し、再度の調査を行わせ、又は、追加の資料の提出を求めることができる。
４　理事会の決議に際し、当該議案に関し特別の利害関係を有する理事は、その決議に参画できない。

（通知）
第１０条　理事長は、理事会又は総会において処分が決議されたときは、遅滞なく、当該会員に書面により処分の通知を行わなければならない。
２　理事長は、理事会又は総会において処分をしない旨決議されたときは、遅滞なく、当該会員に対し書面により通知しなければならない。
３　総会が第３条第１項第１号の除名の処分をした場合は、定款第１１条第５項の規定に従う。

（処分の解除）
第１１条　第３条第１項第２号に掲げる処分の解除を行う場合は、定款に基づき行う。
２　前項に定めるもののほか、処分を解除する場合は、理事会の決議を経て解除する。
３　処分解除の通知は、前条の規定を準用する。

第４章　その他
（損害賠償）
第１２条　本協会は、第２条に定める処分の対象事由に起因して重大な損害を被った場合には、理事会の決議により、当該会員に対して損害賠償を請求することができる。

（規程の変更）

第１３条　本規程の改廃は、理事会において行う。

附則

１　本規程は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会設立の登記の日（2013 年 4 月 1 日）から施行する。

２　本規程の改正は、2017 年 2 月 16 日から施行する。

３　本規程の改正は、2020 年 8 月 20 日から施行する。

４　本規程の改正は、2022 年 6 月 16 日から施行する。

５　本規程の改正は、2023 年 6 月 15 日から施行する。